令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：消防局　　令和８年８月６日公表

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異　※
任期の定めのない常勤職員	88.7　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.3　%
うち会計年度任用職員	95.6　%
うち再任用職員	―　%
うち任期付正職員・臨時的任用職員	―　%
全職員	71.1　%

※「差異」とは、以下の算出方法により算出される割合（パーセント）をいう。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の給与の一人あたり平均}}{\text{男性職員の給与の一人あたり平均}}$$

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
局長・次部長相当職	―　%
課長相当職	94.3　%
課長補佐相当職	―　%
係長相当職	96.1　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
３６年以上	88.9　%
３１～３５年	―　%
２６～３０年	87.4　%
２１～２５年	91.1　%
１６～２０年	72.3　%
１１～１５年	96.4　%
６～１０年	88.0　%
１～５年	109.8　%

【説明欄】

以下①～③は任期の定めのない常勤職員、④は任期の定めのない常勤職員以外に関する説明（【】は該当箇所）。

① 係長職以上の女性割合は局長級 0%、次部長級 0%、課長級 2.8%、係長級 5.7%であり、いずれの役職においても男性割合が女性割合を上回っている（令和７年４月１日時点）。【１、２】

②扶養手当や住居手当について、男性を支給対象者とする申請が多くなっており、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 99.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 96.0%である。【２】

③時間外勤務時間数については男性の方が多くなっており、年間の総時間外勤務時間数のうち、男性の占める割合は 97.8%、女性の占める割合は 2.2%である。【２】

④任期の定めのない常勤職員以外の職員について、60 歳以上の再任用職員（フルタイム：年間約 390 万円、短時間：年間約 310 万円）の割合は男性 100%・女性 0%であり、会計年度任用職員（年間平均約 280 万円）の割合は男性 42.9%・女性 57.1%であることから給与の差異が生じているものの、職員区分ごとに比較した場合の給与差は縮小する傾向にある。【１】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員数の算出においては、週当たりの勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で割ることにより算出している。（例）週 30 時間勤務の場合：30÷38.75≒0.77 人（小数点第３位で四捨五入）

・前年度３月中の退職者は算定の対象に含まない。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの日数が定められていない職員、任用期間が２か月未満の職員は人数・給与額算定の対象に含まない。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	2.2%

【説明欄】

※令和８年４月１日時点

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
局長・次部長相当職	0.0%
課長相当職	2.7%
課長補佐相当職	―
係長相当職	5.3%

【説明欄】

※令和８年４月１日時点

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	81.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―
女性	―

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	―	―	―
１週間以上２週間未満	3.9%	―	―	―
２週間以上１月以下	62.7%	―	―	―
１月超３月以下	25.5%	―	―	―
３月超６月以下	5.9%	―	―	―
６月超９月以下	0.0%	―	―	―
９月超 12 月以下	2.0%	―	―	―
12 月超 24 月以下	0.0%	―	―	―
24 月超	0.0%	―	―	―

【説明欄】

・会計年度任用職員は男女ともに取得対象者なし。
・常勤職員の女性は、対象職員が少なく、育児休業取得期間の分布状況を公表すると特定の職員の育児休業取得期間が明らかになってしまうため、公表対象外とする。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	―
内部部局等以外	23.2 時間／月

【説明欄】